

写

平成 27 年 3 月 21 日

大田区教育委員会 様

大田区立学校通学区域改正審議会

会長 安藤 充



大田区立学校通学区域の改正について（答申）

26 教学発第 12997 号により大田区教育委員会から当審議会に諮問の  
あった池雪小学校ほか 4 校の通学区域の一部改正について、審議の結果、  
妥当なものと思われる所以、諮問のとおり改正されるよう答申します。  
なお、以下の事項について配慮願います。

- 1 施行の際現に改正前の規定により就学している者については、改正  
後の規定にかかわらず、従前の就学校に在籍できるものとすること
- 2 施行以前に、改正後の規定による就学を希望する者については、学  
級編制に支障のない限り認めること
- 3 施行後において、入学時にその兄姉が改正前の規定により就学して  
いる場合は、兄姉と同じ学校への就学を認める措置を講ずること

